

公益財団法人介護労働安定センター広島支部
令和8年度喀痰吸引等研修（第二号）開催要綱

1. 目的

厚生労働省喀痰吸引等研修実施要綱に基づき、公益財団法人介護労働安定センター広島支部が喀痰吸引等研修を実施し介護職員等に喀痰吸引等の知識・技術を習得させることを目的とする。

2. 研修機関の名称及び所在地

名称 公益財団法人介護労働安定センター広島支部
所在地 〒730-0013 広島市中区八丁堀7-2 JDS八丁堀ビル6階
連絡先 TEL:082-222-3063 FAX:082-222-3703

3. 研修課程

(1) 第二号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為は以下のいずれか、もしくは以下の範囲内における任意による組合せによるものとします。

- ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）

※口腔内、鼻腔内については咽頭の手前までを限度とします。

- ・経管栄養（胃ろうまたは腸ろう、経鼻経管栄養）

※経管栄養チューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

*今回の研修は、人工呼吸器装着者に対する研修課程は含みません。

(2) 科目免除コース

次の修了者等に対して一定の研修及び実地研修を行います。

- ・実務者研修（医療的ケア）修了者及び介護福祉士新カリキュラムの修了者で実地研修の修了を希望する者。

(3) 特定行為の追加コース（実地研修のみ）

- ・既に認定特定行為従事者として業務に就いている者で、直近の第二号研修における演習実施から一年を経過していない者は特定行為の実地研修のみを行います。

4. 研修期間及びカリキュラム〔日程表〕のとおり

(1) 基本研修

①講義

【ライブ配信型講習】6日間（38時間）

【対面型講習】3日間（12時間 + 筆記試験）

※筆記試験を実施し、9割以上の正解率で②の演習に進みます。

②演習

【対面型講習】2日間（各行為指定回数以上）

対面型講習会場 東広島：桜が丘保養園 東広島市西条町寺家5976

広島：JDS八丁堀ビル6階 会議室 広島市中区八丁堀7-2

（介護労働安定センター--広島支部 隣室）

5. 受講資格

- ①広島県内の介護サービス事業所及び施設に就業している介護職員（資格は問わない）で全課程出席可能であること。

基本研修のうち、38時間の講義をライブ配信型講習とし、オンラインでの受講が可能なこと。

「（インターネット環境、PC〈マイク、カメラ付き〉）」

- ②原則、現在勤務する事業所の利用者に上記医行為を行う対象者がいること。
- ③原則、事業所に指導看護師がおり、実地研修に際し受講者の指導を行うことができること。
- ④原則、事業所が特定事業者として登録申請している又は登録申請を行う予定であること。
- ⑤科目免除コースは、実務者養成研修(医療的ケア講義修了)及び介護福祉士養成課程新カリキュラムの修了者で実地研修を希望する場合。研修終了後1ヵ年が経過している場合。
このコースは、講義2日(12時間)と演習2日間修了後、実地研修を行います。
「実務者養成研修」修了証明書等の写しの提出を求めます。

- 6. 募集定員 45名 ・第2号研修コース(計11日間)は最大で30名
・演習は東広島会場、最大30名、広島会場、最大15名

7. 募集期間

令和8年6月11日(木)まで ※定員になり次第受付終了

8. 受講料等

(1) 受講料等

- ① 講義・筆記試験・演習 96,000円 (消費税込み)
 - ② 科目免除コース 47,000円 (消費税込み)
 - ③ 特定行為の追加コース(実地研修のみ) 7,000円 (消費税込み)
 - ④ テキスト代 3,080円 (消費税込み)
- 「最新 介護福祉士養成講座 15 医療的ケア 第3版」中央法規出版

⑤ 賠償責任保険料

実地研修に係る損害保険料は公益財団法人介護労働安定センター負担(受講生の負担なし)

(2) 徴収方法及び返還に関する規定

- ①受講料等は後日送付する「請求書兼払込票」により、所定の期日までに振り込むものとします。
- ②受講料等の支払いを受けた場合の領収は振込票が領収となります。
- ③一旦納付された受講料は、開講決定日(講習開始日から起算して14日前(当該日が土・日・祝日の場合は、それ以前の営業日))以降は、原則返還しません。
- ④応募者が定員に満たない等、当センターの事由にて研修を中止する場合は、納付された受講料等は全額返還します。

9. 講習実施の中止

応募者が定員に満たない等の理由(最少開催人数15名以上)により、研修を中止することがあります。

10. 遅刻・早退・欠席等による補講の取扱い

講義・演習に関し、遅刻・早退・欠席があった場合には、当該科目の修了は認めません。

但し、公益財団法人介護労働安定センター広島支部がやむを得ない事由と判断した場合は、補講を行うことができます。

11. 修了認定について

(1) 基本研修(講義)の修了評価

筆記試験の総正解率が9割以上の者を合格とする。なお、筆記試験で7割以上の得点があった者に対しては、研修委員会で定めた補講を行うことで再試験を1回のみ受けられるものとする。

(2)基本研修（演習）の修了評価

使用する評価票の全ての項目について、演習指導講師により、「基本研修（演習）評価基準で示す手順どおりに実施できていると評価した場合に修了とします。

＊演習の評価については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法」に基づき実施

1 2. 補講について

- ・遅刻、早退、欠席に伴う補講料は、1時間あたり7,000円（税込み）とします。
- ・筆記試験不合格者の補講については、1時間7,000円（税込み）とします。
- ・再試験受験料は10,000円（税込み）とします。

1 3. 修了証明書

研修の全課程を修了した受講者に対し、修了証明書を交付します。

なお、修了証明書の発行は、修了日から概ね1週間を要します。

1 4. 個人情報の取扱い

(1) 基本的事項

個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行います。

(2) 目的外利用・提供の禁止

提供していただいた個人情報について、当センターのプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、当該研修に係る選考結果通知、受講手続き、研修の実施と運用及び当センターの事業活動に関する情報提供のみに使用し、ご本人の承諾なしに研修の実施に際して知り得た個人情報を目的以外のために利用及び第三者に提供しません。

(3) 複写・複製の禁止

受講者の承諾がある場合を除き、本受講者から研修のために渡された個人情報が記載された資料等を複写、又は複製しません。

(4) 秘密の保持

研修に携わる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならないものとし、また、業務を廃止した後、又はその業務に従事しなくなった場合においても、同様の取扱いとします。

また、受講生については利用者及び家族について知り得た身体的な情報や個人を特定する情報について、秘密を保持することの必要性や倫理的対応について受講を通じて十分に説明し、受講生から守秘義務に関する誓約書の提出を受けることとします。

1 5. 申し込み及び受講に関するお問い合わせ

(公財) 介護労働安定センター広島支部 担当：友岡

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀7-2 JDS八丁堀ビル6階

Tel：082-222-3063 Fax：082-222-3703 Mail：hiroshima@kaigo-center.or.jp